

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>- 1 貸金業者の監督に関する基本的考え方 - 1 - 4 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、貸金業者の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5)効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>監督当局及び貸金業者の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、貸金業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上、真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性や方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p>	<p>- 1 貸金業者の監督に関する基本的考え方 - 1 - 4 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、貸金業者の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5)効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>監督当局及び貸金業者の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、貸金業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上、真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性や方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p><u>既報告や資料提出等については、貸金業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、貸金業者の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u></p>